

# 令和7・8年度 競争入札参加資格審査 申請の手引 【物品購入等】

## 【申請に当たっての注意事項】

- 申請等に当たっては、この「申請の手引」をよくお読みになり、誤りのないようにしてください。
- 受付期間内に、必ず申請の手続きが終了するようにしてください。

## 【お知らせ】

申請は原則郵送によることとしています。

厚岸町総合政策課契約管財係

# 競争入札参加資格審査申請の手引

令和7年度及び令和8年度において、厚岸町が発注する物品の購入等、物品の賃貸借、業務の委託及び物品の売払いの競争入札に参加を希望される方は、あらかじめ資格を有するかどうか審査を受けなければなりません。

資格審査の結果、資格者になりますと令和7年度及び令和8年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

なお、資格を有することにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

※町のすべての機関とは、本庁(各課)、教育委員会、町立病院、各種委員会事務局、議会事務局、町立学校、のほか厚岸町の出先機関の全部をいいます。

## 第1 資格審査申請に当たっての留意事項

### 1 審査基準日

**資格審査の基準日は、申請しようとする月の初日です。**

### 2 資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

ア 次に掲げるもの(地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4関係)に該当する者でないこと。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 契約に関して不正行為を行い、競争入札への参加を排除されている者

イ 次に掲げるものを完納している法人又は個人であること。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認めるときは、この限りでないこと。

- ① 国税
- ② 厚岸町から課税されている町税
- ③ 厚岸町に納付義務のある介護保険料、後期高齢者医療保険料及び公共料金

ウ 審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 別表1業種別分類表の「大分類 10印刷物の製造」を希望する者は、該当する印刷物の製造のために必要な機械器具設備を所有(リースしている場合を含む。)していること。

オ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。ただし、町長が特に認める場合はこの限りではないこと。

カ 別表1業種別分類表の「大分類 11印章の製造」を希望する者は、該当する印章の製造のために必要な機械器具設備を所有(リースしている場合を含む。)していること。

### 3 種別

厚岸町では、業種を別表1の「業種別分類表」(1物品の購入等、2物品の賃貸借、3業務の委託、4物品の売払い)の分類に区分していますので、申請者は営業内容等を十分検討して希望する業種を定めてください。

ア 事業の確認については下記の要件が必要になります。

- ① 法人の場合は、登記事項証明書(目的欄)に希望する業種に係る事業の内容が登記されていること。(「その他一切の事項」では登記されていることになりません。)
- ② 個人の場合は、営業証明書に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。(希望する業種の事業内容が確認できる契約書等を含む。)

イ 別表1の「業種別分類表」に記載している( )書きで示した許可、認可、登録等が示されている業種を希望する場合は、別表2の「営業許可等一覧」に示す許認可等を有していることが必要です。

#### 4 申請受付期間

資格審査申請書の受付は、次の期間内に行いますので、この期間内に申請してください。

**令和7年4月1日(水)から令和8年12月25日(金)まで必着**

**(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)**

受付時間 9:30~12:00、13:00~16:30

※注1 申請受付期間については、必ず厳守してください。

※注2 希望する業種を漏れなく記入してください。

※注3 毎回、申請時に申請書記載内容の誤り、添付書類の不足・誤り等が数多く見受けられます  
このような場合、書類の内容について説明を求める場合や、返戻し、再度提出して頂く場合があります  
ですので注意してください。

#### 5 申請郵送先窓口

資格審査申請書受付窓口 厚岸町役場 総合政策課契約管財係  
(〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地)  
(0153-52-3131 内線249~250)

申請書は、原則郵送により提出し、返信用の封筒(110円切手の貼ってある物)を同封してください。また、内容についてお聞きすることがありますので、必ず本申請に係る連絡先欄には記入をお願いします。

仮に窓口申請書を持参した場合は書類の受け取りだけを行い、書類の審査はしないため、窓口での受理票の発行はしません。窓口・郵送ともに受理票をご希望の場合は、返信用の封筒(110円切手の貼ってある物)を申請書と併せて提出してください。

なお、普通郵便・レターパック等送付手段は問いませんが、到着確認を行いたい方は、簡易書留等での提出とし、申請書類の到着確認についての問い合わせは受け付けません。

#### 6 有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、令和7年度及び8年度の2年度間(令和7年4月1日~令和9年3月31日)です。

したがって、令和7年の資格審査において競争入札参加資格を得た方は、令和8年の資格審査に、申請する必要はありません。

#### 7 中小企業組合等の取扱い

(1) 中小企業協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)については、当該中小企業組合等が、次のいずれかに該当するときは、資格要件のうち、営業年数にかかる資格要件は適用されません。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

(2) 申請書の受付期間

資格審査申請書は、4の申請受付期間のほか、次のいずれかに該当したときに提出することができます。

ア 中小企業組合等が、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けたとき。

イ 構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合が設立されたとき。

## 8 申請書等の作成に用いる言語等(外国事業者が申請する場合)

- (1) 申請書等については、日本語で作成し、添付書類等で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付してください。
- (2) 申請書及び添付書類等の金額欄については、基準日における出納官吏事務規定(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

## 9 提出書類等

- (1) 法人の場合
  - ア 物品の購入等競争入札参加資格審査申請書(第1号様式) 1通【厚岸町独自様式】
  - イ 添付書類 各1通<添付書類一覧のとおり>
- (2) 個人事業者の場合
  - ア 物品の購入等競争入札参加資格審査申請書(第1号様式) 1通【厚岸町独自様式】
  - イ 添付書類 各1通<添付書類一覧のとおり>
  - ウ 従業員の賃金台帳又は雇用を証明する書類等を提示して頂くことがあります。
- (3) 中小企業組合等
  - ア 物品の購入等競争入札参加資格審査申請書(第1号様式) 1通【厚岸町独自様式】
  - イ 添付書類 各1通<添付書類一覧のとおり>
  - ウ 定款及び協同組合の概要を提出してください。
  - エ 組合員の賃金台帳又は雇用を証明する書類等を提示して頂くことがあります。

※ 登記事項証明書、身分証明書、営業証明書は申請受付時前3ヵ月以内に発行された最新のものを提出してください。(コピー可)

※ 納税証明書は、審査基準日以降のものを提出してください。(コピー可)

※ 議会の議決に付すべき契約をする場合においては、提出された書類を厚岸町の内部資料として使用する場合がありますので、ご留意願います。

## 第2 希望する営業の分類の追加

本申請後、希望する営業の分類(種別)を追加するときは、随時、申請が必要です。

## 第3 審査結果について

提出された申請書は確認し、添付書類を含め全ての提出書類が整っている場合に受付します。郵送で申請した方及び窓口で申請して返信用封筒を申請書と合わせて提出した方については、「受理票兼登録予定通知書」を郵送致します。

## 第4 変更届等の取扱い

資格の有効期間内に、申請内容に変更があったときは、別添の競争入札参加資格変更審査申請書又は競争入札参加資格関係事項変更届を、速やかに総合政策課契約管財係に提出してください。

なお、競争入札参加資格変更審査申請書及び競争入札参加資格関係事項変更届の用紙は、総合政策課契約管財係の窓口または、厚岸町ホームページから印刷してください。

ア 競争入札参加資格変更審査申請書(第4号様式)の提出が必要な場合

- ① 資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転した場合
- ② 中小企業組合等がその構成員を変更した場合(企業組合及び協同組合を除く中小企業組合等にあつては変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。)

イ 競争入札参加資格関係事項変更届(第5号様式)を提出する場合

- ① 商号又は名称、代表者、資本金、本店住所、組織、電話番号等を変更した場合

② 受任者の住所、名称、代表者、電話番号等を変更した場合

③ 希望する分類を追加、変更する場合

※変更届等提出書類一覧表で添付書類を確認してください。

## 第5 競争入札参加資格審査申請書の記入方法

### (第1面)

ア 年月日……………申請書の提出年月日

イ 郵便番号……………必ず記入してください。

ウ 所在地……………法人は本店の、また、個人はその本拠となっている住所を記入してください。

※実際の所在地が登記と異なる場合は、実際の住所を記入してください。

エ 商号・名称……………法人は登記されている商号を、個人は使用している名称を記入してください。

フリガナも忘れなく記入してください。

オ 代表者……………法人は代表する役職名と氏名、また、個人は戸籍上の氏名を記入してください。

フリガナも忘れなく記入してください。

カ 電話・FAX番号…代表する電話番号、FAX番号を記入してください。

キ 代表取締役印…実印を押印してください。

ク 「受任者」欄……………本社が支店等に権限を委任する場合、委任状添付の上記入してください。

ケ 現在の資格(令和5・6年度又は令和6年度)を得ている方は、「有」の欄に○を付してください。

### (第2面)

#### 1 事業所の概要

法人設立登記……………法人の設立年月日を記入してください。個人の場合は開業年月日を記入してください。

資本金……………「資本金」欄は、基準日前日現在の払込済(登記済)資本金を記入してください。(個人の場合は不要です。)

従業員数……………従業員数は、代表者、本店、支店、営業所等を含めた全員の人数を記入してください。個人の場合は、従業員名簿を提出することになりますので、従業員名簿に記載している人数を記入してください。

#### 2 希望する営業の分類

希望する営業の分類については、(1)物品の購入等と(2)物品の賃貸借(3)業務の委託(4)物品の売払いに分かれていますので、希望する欄に記入してください。

ア 「順位、大分類、中分類」欄

① 法人の場合は、登記事項証明書に登記している具体的な目的の範囲内で営業活動を行っている業種のうち、主たるものから希望順に別表1の業種別分類表の番号を記載してください。(その他一切の事項ではなく、独立した項目で、事業として登記されていることが必要です。)

② 個人の場合は、営業証明書に記載のある業種、及び事業内容が確認できる契約書等に記載のある取扱品目による業種の中で、主たるものから希望順に別表1の業種別分類表の番号を記載してください。

イ 「具体的取扱品目」欄

実際に取り扱っている主な取扱品目を数点記入してください。

ウ 「登記事項証明書の目的欄に記載されている事項の該当番号」欄

希望する分類と合致する、登記事項証明書の目的欄の該当番号を記載してください。

なお、個人の場合は記載の必要がありません。

### 3 営業に必要な許可等

希望する分類で、別表1の業種別分類表上の「備考」欄の( )書きで示した営業に関する許可等を必要する場合において、別表2の営業許可等一覧を確認の上、該当するところに○を付けてください。(営業許可等の写しを必ず添付してください。)

(第3面)

### 4 最近1年間の収支決算

ア 法人の方は直前1事業年度分の決算を記載し、損益計算書を2事業年度分添付してください。(決算期の変更により12ヵ月に満たない場合は、さらに前期分の決算に係る損益計算書を併せて添付してください。)

イ 個人の方は直前1営業年分の決算を記載し、確定申告書及び損益計算書又は営業収支の明示のあるものを2営業年度分添付してください。

ウ 期間は、収支決算を記載した期間を記入してください。

エ 決算のうち、第2面「3希望する営業の分類」に該当する業種の売上高を当欄に記入してください。

### 5 官公庁等への主な契約(納入)実績

希望する営業の分類に該当する、契約(納入)実績のうち主たるものを契約の相手方に区分して記入してください。

記入に当たっては、損益計算書又は確定申告書における実績のうち、北海道の各機関と国、市町村等の他の官公庁、民間企業等のその他に区分して、記入します。

なお、厚岸町分については、契約の相手方(部・課、部局等)ごとに主たるものから記入してください。

### 6 本申請に係る連絡先

この申請に関して、担当係の方から照会を行う場合がありますので、担当部門の連絡先を記入してください。

# 別表1 業種別分類表

令和7年1月 厚岸町

## 1 物品の購入等

大分類	中分類	主な品名等(営業に関する許可等)
産業用機械器具類	01 土木建設機械器具	特殊車両(フォークリフト、ポンプ車等)を含む。 特殊車両(フォークリフト、ポンプ車等)を含む。 20トン未満の船舶、船舶用品等 空調設備等 電気機器、電子計算機、パソコン、電気製品、照明器具、通信機器、電線等  事務用を除く 畳、建具、表具、塗料、ブロック類、ヒューム管、ワイヤー類 原木材、鉄鋼材、セメント、ガラス類、砂、凍結防止剤、コンクリート管等(採石業、砂利採取業登録) 庭石、黒土、芝、種苗、資材等(肥料、農薬届出、動物医薬品許可、毒劇物登録、覚せい剤指定) 高圧ガス類(毒劇物登録)、(火薬類販売許可)  組立ハウス、燃焼炉、コンテナ等
	02 農林業用機械器具	
	03 漁業用機器及び資材	
	04 設備用機器及び資材	
	05 電気・通信機器及び資材	
	06 工作機械器具	
	07 印刷機器及び資材	
	08 建材類	
	09 原材料類	
	10 農林業用種苗薬品資材類	
	11 工業薬品・火薬類	
	12 機械修繕	
	13 その他産業用機械器具類	
医療機器類	20 医療機器	(高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売業届)
	21 医療用品類	(高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売業届)
	22 医薬品	(医薬品許可、麻薬免許、毒劇物登録、覚せい剤指定)
	23 その他医療機器類	医療用ベッド、車イス、放射線防護用品等の許可・届出等を要しないもの
教育研究用機器類	30 教材用各種用品	視聴覚機器、楽器、模型、標本等 光学機器、実験機器、分析機器、計量用計器、気象用計器、音響測定器等(計量器販売事業届) 書籍、雑誌、追録、地図類の販売 体育機器、スポーツ用品、レジャー用品等 モルモット、鳥・魚・虫類等(家畜商免許) 美術工芸品、額縁、教材用CD、フィルム等
	31 理化学機器・計測機器及び資材	
	32 図書及び定期刊行物	
	33 運動具	
	34 動物	
	35 その他教育研究用機器類	
事務用機器類	40 事務用機器	事務機器、OA機器(パソコン等)、複写機、トナーカートリッジ、シュレッダー等 木製・鋼製家具、黒板、じゅうたん、カーテン等 文房具、印章、紙類等 カメラ、写真用品、DPE等 青写真等
	41 家具・調度品	
	42 文具・用紙類	
	43 写真類	
	44 複写類	
	45 製本	
	46 その他の事務用機器類	
車両・車両用品類	50 自動車	バス、バイクを含む。フォークリフト等を除く。  車両部品を含む。 (工場認証・認定・指定)
	51 自転車・その他車類	
	52 車両用品	
	53 車両修繕	
	54 その他の車両・車両用品類	
油脂・燃料類	60 車両燃料	船舶用を含む。 (石油製品届出、揮発油登録) LPガスを含む。(石油製品届出、ガス登録)
	61 暖房燃料	
	62 その他油脂・燃料類	
被服・繊維皮革類	70 被服類	軍手、ゴム製品を含む。  洋品、服地、ウエス、業務用テント、シート、ロープ、マット等
	71 寝具類	
	72 靴鞆類	
	73 その他被服・繊維皮革類	

8 そ の 他	80	保安消防器材	標識類、交通安全施設、避難設備等、消防用品、防災用品、 消化剤、災害用食糧等
	81	記章・プレート・旗類・広告用品	トロフィー、楯、のぼり、どんちょう、暗幕、腕章、バッジ等
	82	看板類	パネル、けんすい幕等
	83	時計・貴金属類	
	84	食料品類	茶類を含む。(食品販売業登録、食品衛生営業許可、 米穀卸小売業登録)
	85	金物・陶磁器類	廚具、暖房器具、ガラス製品、大工道具を含む。
	86	日用雑貨	ワックス類、洗剤類、袋類、食器、トイレトーパー、ダンボール等
	87	洗たく	
	88	その他の物品	電話消毒器、ビニール加工製品等
9 百貨店	90	百貨	デパート 総合商社
10 印刷 物の 製造	100	平版印刷	一般の印刷
	101	フォーム印刷	連続帳票、OCR、OMR等
	102	地図印刷	(測量業者登録)
	103	その他の印刷	凸版印刷、凹版印刷、スクリーン印刷、カード印刷、ラベル印刷、オンデマンド印刷等
11 印章の製造	110	印章	印章
12 複写機の保 守サービス	120	複写機の保守サービス	町所有の複写機及びその付属品の点検・調整、消耗品の供給等に関するサービス

## 2 物品の賃貸借(複写機、電子計算機又は自動車に限る。)

大分類	中分類	主な品名等(営業に関する許可等)
20 物品 の賃 貸借	200	複写機
	205	電子計算機
	250	自動車
		パソコン及び周辺機器を含む。 旅客自動車運送事業は除く。 (自家用自動車有償貸渡許可)

## 3 業務の委託

大分類	中分類	主な品名等	
30 業務 の 委託	300	建物管理業務	建物総合管理、受付案内、電話交換、駐車場管理等
	301	清掃業務	建物清掃、浄化槽清掃等
	302	保守点検業務	電気設備保守点検、ボイラー保守点検等
	303	医療業務	医療事務等
	304	情報処理業務	システム・プログラム開発・運用等
	305	運送・運行業務	観光バスの運行、路線バスの運行等
	306	警備業務	
	307	その他委託業務	

## 4 物品の売払い

大分類	中分類	主な品名等	
40 物品 の売 払い	400	立木	立木
	401	資源ごみ	資源ごみ
	402	その他物品の売払い	

※「主な品名等」欄中、( )書きで示した許可、登録等を有する場合は、営業許可等の写しを提出してください。

## 別表2 営業許可等一覧

営業に関する許可	略 称	営業に関する許可	略 称
採石業者登録	採 石	家畜商免許	家 畜
砂利採取業登録	砂 利	指定自動車整備事業指定	指 定
火薬類販売許可 火薬類製造業許可(製造所において販売する場合に限る。)	火 薬	優良自動車整備事業者認定	認 定
肥料販売業務開始届	肥 料	自動車分解整備事業認証	認 証
農薬販売業届	農 薬	揮発油販売業者登録	揮発油
液化石油ガス販売事業登録	液石ガス	石油販売業開始届 (石油製品販売業開始届)	石 油
毒物劇物販売業登録	毒劇物	食品行商(販売業)登録 食品衛生法営業許可	食 品
高度管理医療機器等販売業許可 管理医療機器販売業届(医療用具販売業届)	医 療	米穀の出荷又は販売事業開始届 (卸売業・小売業届出)	米 穀
薬局開設許可 医薬品販売業許可	医 薬	測量業者登録	測 量
麻薬卸(小)売業者免許	麻 薬		
覚せい剤原料取扱者指定	覚せい		
動物医薬品販売業許可	動物薬		
特定計量器販売事業届	計 量		

### 2 物品の賃貸借

営業に関する許可	略 称
自家用自動車有償貸渡許可	レンタカー